

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四百四十八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月二十六日から適用する。

平成二十七年十一月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第十第一号中「及びアスホターゼ アルファ製剤」を「、アスホターゼ アルファ製剤及びグラチラマー酢酸塩製剤」に改め、同第二号（一）ハ中「及びハーボニー配合錠（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）」を「、ハーボニー配合錠（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）」、エクメット配合錠HD及びエクメット配合錠LD」に改める。